

千葉県地域・職域連携推進事業実施要綱

1. 目的

近年、国民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組みに加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた健康管理を支援することが必要である。

また、地域の実情に応じたメンタルヘルス対策の推進を図る必要がある。

このため、地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とする。

2. 実施主体

この事業の実施主体は、県とする。

3. 事業内容

(1) 地域・職域連携推進協議会の設置

ア 広域的な地域・職域連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築するため、地域・職域連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設ける。

イ 推進協議会は、地域保健法(昭和22年法律第101号)第4条の基本方針(平成6年厚生省告示第374号)の第6の4及び健康増進法(平成14年法律第103号)第9条の健康診査等指針（平成16年厚生労働省告示第242号）の第3の7に掲げる事項を展開するための総合調整機関の役割を担うこととする。

ウ 推進協議会は、(5)に掲げる関係機関(以下「関係機関」という。)のうちから幅広い参画を得て構成することとする。

エ 県に地域・職域連携推進協議会（以下「県協議会」という。）、健康福祉センター（保健所）（以下「保健所」と略す。）単位に保健所圏地域・職域連携推進協議会(以下「保健所圏協議会」という。)を設けることとする。

なお、県協議会及び保健所圏協議会は、既存の協議機関(会議等)を活用して、これらの協議会とすることができる。

(2) 県協議会

ア 県協議会は、管内の広域的な連携に係る関係機関の代表者等により構成する。

イ 県協議会は、管内の地域・職域連携により実施する保健事業等(以下「連携事業等」という。)について企画・立案、実施・運営、評価等(以下「企画等」という。)を行うとともに、保健所圏協議会の取組について広域的な調整を行う。なお、医療保険者を中心とする「保険者協議会」との適切な連携を図るものとする。

ウ 県協議会は地域特性を十分に勘案した上で、特に次の事項について企画等を行う。

- ①保健事業情報の交換及び健康情報の分析、共有等
- ②管内における健康課題の明確化
- ③健康フォーラム等の各種行事の共同実施及び連携
- ④研修会、セミナー等の共同実施
- ⑤地域保健関係施設等の相互有効活用

エ 県協議会には、(2)のウに掲げる業務を円滑に推進するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(3) 保健所圏協議会

ア 保健所圏協議会は、保健所圏内の事業に係る関係機関の代表者等により構成する。

イ 保健所圏協議会は、地域における関係機関への情報提供と連絡調整、健診の実施状況等の健康情報の収集、健康意識調査等によるニーズの把握等を行うとともに、地域特性を活かした具体的な連携事業の企画等を行う。

ウ 保健所圏協議会は、特に次の事項について企画等を行う。

(ア) 情報の提供

- ①地域保健及び職域保健の双方の保健事業の実施施設、活動拠点及び保健事業の実施内容を明示する健康情報マップの作成により保健事業の活用を促進
- ②保健事業に関する普及啓発事業の実施

(イ) 実施計画の策定

地域の特性に着目した健康課題に関する普及啓発事業の実施計画の策定

(ウ) 保健活動

- ①健康管理体制が十分でないと考えられる小規模事業所等に対する健康教育・健康相談等の実施方策の検討及び地域保健と連携した保健事業

の実施

- ②慢性疾患等の健康問題を抱える人に対する地域・職域連携による保健指導の実施
- ③退職等によって職域保健から地域保健に移行する人に対する継続的な健康管理の実施

(エ) その他

- ①地域・職域連携を推進するための共同研修会や事例検討会等の開催、得意分野の講師の相互派遣
- ②その他の保健事業の実施

エ 保健所圏協議会には、具体的な連携事業等の企画等を行うために、保健事業等の共同事業に関する作業部会や社会資源の相互有効活用に関する作業部会等、所要の作業部会等を置くことができる。

オ 作業部会は、保健所圏協議会の構成員及び連携事業の実務担当者により構成する。なお既存の会議等を活用して作業部会とすることができる。

(4) 県協議会及び保健所圏協議会は、メンタルヘルスに対する相談機関及び医療機関の連絡先等の情報をまとめ、地域住民に対して情報提供を行う。

また、必要に応じ、自殺予防を含めたメンタルヘルス対策のための情報、課題の共有や、検討を行うための支援実務者を構成員として参画させることができる。

(5) 関係機関

関係機関は次のとおりとする。

ア 地域保健関係機関

県健康福祉センター(保健所)、市町村(保健センター等)等

イ 職域保健関係機関

事業所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、全国健康保険協会、労働基準監督署、地域産業保健総合支援センター、商工会議所、農業・漁業協同組合等

ウ その他の関係機関等

医療機関(健診機関等)、労働衛生機関、健康保持増進指導機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、国民健康保険団体連合会、学識経験者、住民や就労者の代表等

4. 経費の負担

事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業

費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を受ける。

5. その他

- (1) 事業の実施に当たり、個人情報保護について関係法令等を遵守して最大限の配慮をする。
- (2) 次の各項目に関する事業実施報告書を作成し、国に提出すること。
 - ア 推進協議会の運営及び実施状況
 - イ 連携事業の実施に係る問題点、課題等の抽出及び措置状況(今後の予定、結果等)
 - ウ 地域・職域連携に伴う具体的な効果等

附 則

- 1 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成25年7月11日から施行する。
- 5 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。